

東京労保連マルチインフォメーション No.673

発行日：令和5年3月2日

雇用保険適用事業所設置の届出における確認資料の提出について ～ 東京労働局職業安定部より周知依頼 ～

平素より、雇用保険関係業務の適正な運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、労働保険事務組合より設置届が提出される際の確認資料につきましては、従前より照合省略が可能である旨をお伝えしておりましたが、雇用保険関係手続きの本来の取り扱いを徹底していく中で、設置届における確認資料の提出についても見直しが必要となっております。

設置届の確認資料の提出における照合省略につきましては、平成20年4月1日からの運用として、東京労働局から認可を受けた事務組合と当局での申し合わせにより行っておりましたが、これは雇用保険に係る条文及び業務取扱要領にある取扱いとは異なっており、本来は、労働保険事務組合・事業主・社会保険労務士のいずれの届出においても、設置届における確認資料の提出は必要とされています。

また、雇用保険適用事業所の設置の届出は、その後の各種手続きの入口となる手続であり、届出のあった内容については、適正な雇用保険加入において、特に慎重に確認する必要があると考えております。

よって突然のことではございますが、労働保険事務組合におかれましても、設置届の届出の際には確認資料の提出をお願い申し上げるとともに、会員事務組合へ周知をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

【参考】

雇用保険施行規則 第141条第1項

事業主は、事業所を設置したとき、又は事業所を廃止したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に登記事項証明書、賃金台帳、労働者名簿その他の当該各号に掲げる事項を証明することができる書類を添えてその設置又は廃止の日の翌日から起算して十日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

雇用保険業務取扱要領 22252(2)

「事業所設置届の提出手続」

事業所設置届には、(中略)事業所の实在、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況、他の社会保険の加入状況、労働の実態、賃金支払の状況が確認できる書類を添付しなければならない(則第141条本文)

(以下略)

お問合せ先

東京労働局 職業安定部 雇用保険課 事業所・継続給付係

TEL：03-3512-1670